

広島県訓令第四号

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

地 本 方 機 関 庁

広島県知事 湯崎英彦

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表五十六の項中「総務局分権改革課」を「総務局地方分権推進課」に改め、同表中一百十の項を二百十一の項とし、百八十九の項から一百九の項までを一項ずつ繰り下げ、百八十八の項の次に次のように加える。

189	〃	広島県広島ヘリポート管理事務所出納員	〃	広島ヘリポート管理事務所
-----	---	--------------------	---	--------------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。